

おんか

2004. 1.25
No.811
お知らせ版

僕はひとりじゃない。

支えあえる君がこんなにそばにいる



遠賀町青少年健全育成事業
映画上映会

Winning Pass 「ウィニング・パス」

失うことで僕は手に入れた 生きることの本当の意味を……

●とき 2月22日(日) 午後2時～3時50分

●ところ 遠賀町中央公民館

※ホール内での飲食・喫煙はできません。

●費用 無料

※遠賀町青少年健全育成事業のため、無料で鑑賞できます。

※2月3日(火)から教育委員会社会教育係、遠賀町中央公民館、遠賀
コミュニティセンター、図書館で配布する入場整理券が必要です。

●定員 450人(先着順)

●問い合わせ 社会教育係



町民税・所得税の申告

今年も申告の季節が近づいてきました。遠賀町では、次の日程で町民税(国民健康保険税)と所得税の確定申告の相談・受付を行います。該当する人はもちろん申告してください。

町民税・国民健康保険税の申告

申告が必要な人

- 平成16年1月1日現在に町内に住み、次のいずれかに該当する人
- ①個人で事業を営んでいる人
- ②勤務先で町民税を給与から引かれていない人
- ③アルバイトや臨時雇いの人など
- ④平成15年中に退職した人で、再び就職していない人
- ⑤給与所得者で、平成15年中の給与以外の所得として地代、家賃、配当などがある人(たとえ、20万円以下でも申告が必要です)
- ⑥年金収入があり、扶養控除や社会保険料控除などを受ける人

平成15年中の収入がまったくない場合や、税金の対象とならない遺族年金や障害年金などのみの場合でも、国民健康保険の加入者は申告が必要です。申告していない場合は、国民健康保険税(介護保険料を含む)の減額世帯の対象になりませんので、必ず申告してください。

※なお、町民税の申告が必要と思われる人には、町民税の申告案内を郵送しますので、申告時に持ってきてください。

申告しなくてもよい人

- 平成15年分の所得税の確定申告(還付申告)をした人
- 所得税の確定申告をすることで町民税の申告書を提出したことになる人

●給与所得者で、年末調整が済んでいて、勤務先から役場へ「給与支払報告書」が提出されている人(提出されているかどうかは、勤務先へ確認してください)

●平成15年分の収入が公的年金だけで、次のいずれかの入

- ①公的年金の収入金額が228万円以下の人(昭和14年1月1日までに生まれた人)
- ②公的年金の収入金額が100万円以下の人(昭和14年1月2日以降に生まれた人)

所得税の確定申告

申告が必要な人

●平成15年中に事業所得、不動産

所得、譲渡所得などがあつた人で、所得金額の合計額が、所得控除の合計額を超える人

- 次のいずれかに該当する給与所得者
- ①給与の年収が2千万円を超える人
- ②2か所以上から給与の支払いを受けている人

③給与と所得や退職所得以外の所得(年金など)が20万円を超える人

※確定申告が必要な人が、期限内までに申告をしなかったり間違つた申告をしたりすると、無申告加算税や延滞税を納めなければならないことがあります。申告

は正しく行なつてください。

※昨年、確定申告をして所得税を納めた人や事業所得がある人、また、不動産などの譲渡があつた人には、税務署から申告書が郵送されます。申告時に持ってきてください。

※配偶者控除や扶養控除は、控除対象者の平成15年中の合計所得金額が38万円以下(給与と所得者の場合は収入金額が103万円以下)でなければ控除を受けることができません。また、配偶者特別控除も配偶者の合計所得金額により控除額が決まっております。

れ以上の控除を受けることはできません。

給与所得者で年末調整で誤つて控除を受けてしまった場合は、確定申告をする必要があります。誤つて控除を受けたままにしてしまうと、所得税や町民税が更正されることになりますので、気をつけてください。

所得税の還付が生じると思われる場合は、振込先の金融機関・口座番号(申告者本人名義のもの)を把握してきてください。

気をつけてください

●国民年金の納付額

15年中に収めていただいた国民年金の納付額は社会保険料控除の対象となりますが、昨年からの役場での納付額確認ができなくなりましたので、納付書で収めている人は領収書、口座振替を利用している人は領収済通知書を持ってきてください。なお、紛失した場合は八幡社会保険事務所 ☎093(631)7961 で再発行できますのでお問い合わせください。

●障害者控除

これまでは、障害者手帳などで障害者控除の判定をしていましたが、介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の人で、主治医の意見書により日常生活自立度(寝たきり度)がB及びCランクの人は特別障害者控除の対象となります。※控除を受けるには障害者控除対象者認定書(役場福祉課で発行)が必要です。申告時に持ってきてください。

●おむつ代に係る医療費控除

一昨年までは、寝たきり状態の方などのおむつ代を医療費控除の対象とするために、医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要でしたが、昨年から、2年目以降の人については「おむつ使用証明書」に代わり、介護保険の要介護認定に係る①主治医の意見書の写しまたは、役場が発行する②主治医意見書の内容を確認した証明書があれば対象になるようになりました。(②の申請手続きなどについては、役場福祉課に問い合わせてください) ※初めての人は従来どおり医師の「おむつ使用証明書」が必要です。

● 所得税・町県民税の申告、譲渡・収支申告の日程

日	月	火	水	木	金	土
2月 15日	16日 田園北 旧 停	17日 田園南 若葉台	18日 別 府 (姓がア行からナ行までの人)	19日 別 府 (姓がハ行以降の人) 芙 蓉	20日 若 松 老 良	21日
22日	23日 尾 崎 千代丸	24日 松ノ本 (姓がア行からナ行までの人)	25日 松ノ本 (姓がハ行以降の人) 虫生津	26日 浅 木	27日 指定の日に都合が悪い人 (譲渡、収支等は除く)	28日
29日	3月1日 広 渡 譲 渡 ^{注1)}	2日 島津 今古賀 収 支 ^{注2)}	3日 鬼 津	4日 木 守 農業収支 ^{注3)}	5日 上別府	6日
7日	8日 遠賀川	9日 緑ヶ丘 道 官	10日 新 町	11日 東和苑	12日 中 央	13日
14日	15日 指定の日に来られなかった人 (譲渡、収支等は除く)	16日	17日	18日	19日	20日

注1) 譲渡 土地・建物などの譲渡所得のある人 注2) 収支 不動産所得や営業などの収支申告者 注3) 農業収支 農業所得での収支申告者

● 受付時間 ●

午前9時～11時30分

午後1時～4時

● ところ ●

役場2階大会議室

次に該当する人は、申告日に注意してください

- ① 譲渡所得がある人……………3月1日(月)または2日(火)
- ② 自営業や不動産などの収支申告をする人、事業を興して初めて申告する人
……………3月1日(月)～4日(木)
- ③ 農業所得で収支申告をする人……………3月4日(木)
- ④ 税務署から特に日時を指定されている人……………指定された日

これだけはお忘れなく ～確定申告の7つ道具～

- ① 税務署から申告書が送られてきた人は、その申告書(整理番号が記入されています)
- ② 給与や年金などがある人は、源泉徴収票
- ③ 医療費控除を受ける人は、医療費の領収書、保険などで補てんされた金額の明細書(先に高額療養費の請求を済ませましょう)
※医療費の内訳書に、個人ごと・病院ごとの領収金額及び生命保険などから補填された金額、合計額を記入しておいてください。また、今回から加入健康保険者名称を記入します。(内訳書は役場税務課にあります)
- ④ 生命保険料控除を受ける人は、支払保険料の証明書
- ⑤ 損害保険料控除を受ける人は、支払保険料の証明書
- ⑥ 住宅借入金等特別控除を受ける人は、住民票の写し、住宅取得資金の借入金の年末残高等証明書、家屋の登記簿謄(抄)本、売買契約書または請負契約書の写し
※敷地等の購入に係るローンの控除を受ける場合は、敷地等の登記簿謄(抄)本、分譲に係る契約書の写し
- ⑦ 印鑑(認印で可)

所得税の還付申告

確定申告の時期は大変混雑しますので、還付申告をする人は、次の日に来てください。

● とき

1月29日(木)～2月6日(金)

午前9時30分～11時30分

午後1時～3時30分

※1月31日(土)・2月1日(日)・4日(水)はお休みです。

● ところ

遠賀コミュニティセンター

● 対象

給与や年金などの源泉所得税が還付になる人

① マイホームをローンで購入した人

② 医療費をたくさん支払った人

③ 災害などを受けた人

④ 退職して年末調整を受けていない人 など

● 所得税の問い合わせ 若松税務署 ☎093(761)2536

● 町県民税の問い合わせ 役場税務課 ☎(293)1234

くらしの Living Information 情報報



役場 ☎293-1234

都市計画案を縦覧します

- 都市計画の種類
遠賀都市計画都市計画区域整備、開発及び保全方針の決定
- とき
2月9日(月)～2月23日(月)
(土日祝日を除く午前8時30分～午後5時)
- ところ
▽福岡県建築都市部都市計画課
▽遠賀町役場 都市計画課
- 意見書の提出
当該都市計画地域住民、利害関係者は意見書を提出できます。
[締め切り 2月23日(必着)]
- 問い合わせ
福岡県建築都市部都市計画課
☎092(651)1111
<http://www.pref.fukuoka.jp>

ひとのうごき



世帯数

6,811
(+24)



人口

19,795
(+36)

- 男…… 9,389
- 女…… 10,406
- 転入…… 100
- 転出…… 72
- 出生…… 19
- 死亡…… 11

平成15年12月末日現在()は前月比



わんぱく教室 (テーマ「鬼さんとおもちゃ」)

●とき 2月10日(火)

午前10時～11時30分

〔受付〕午前9時30分～10時

●ところ

遠賀コミュニティセンター

●対象 町内に住んでいる生後4

か月から就学前までの乳幼児と

保護者

●内容 「母と子の読書グループ

青い麦の会」による催し、ほか

4か月児健康診査

●とき 2月12日(木)

〔受付〕

▽前半 午後1時～1時10分

▽後半 午後1時30分～1時40分

●ところ 遠賀町中央公民館

●対象 平成15年9月から10月ま

で生まれた乳児

※対象者に通知します

●内容 医師による診察、身体測

定、保健師・栄養士による健康

相談、離乳食集団指導

●持つてくるもの 母子健康手帳、

健康診査票、アンケート、パス

タオル

●費用 無料

●問い合わせ 健康対策係

子育て応援します わらび相談

子育て相談室「わらび」では、毎月1回、保健師による健康・育児相談、身体計測を行なっています。

●とき 2月5日(木)

午前9時30分～午前11時30分

●ところ 子育て相談室わらび

(遠賀町中央公民館横)

●内容

保健師による相談、身体測定

●持つてくるもの 母子健康手帳、

パスタオル

●問い合わせ 健康対策係

さわやかリフレクシユ教室 (運動指導士による運動教室)

●とき 2月6日(金)

午前10時～11時30分

〔受付〕午前9時30分～10時

芦屋基地モニター募集

航空自衛隊・芦屋基地に対する意見などを述べてくれる基地モニターを募集します。

●モニター期間

平成16年4月～平成17年3月

●対象(次のすべてに該当する人)

・20歳以上の人

・防衛問題、自衛隊に関心がある人

・公正で建設的な意見を述べる人

・平日の会議などに出席可能な人

※議会議員・常勤公務員除く

宅地建物に関する無料相談

●とき 2月18日(水)

〔受付〕午前10時～午後3時

●ところ 遠賀町中央公民館

●費用 無料

●相談内容 不動産に関するトラ

ブル

●問い合わせ

福岡県宅地建物取引業協会

☎092(631)1717

国民健康保険からの知らせ

ご存知ですか？ 高額療養費の支給



病院で高額の治療費を支払ったときは、申請すると限度額を超えた分が戻ってきます。

限度額		3回目までの申請 (1年以内)	4回目からの申請 (1年以内)
世帯の区分	住民税課税世帯	139,800円 実際の医療費が466,000円を超えた場合は、超えた額の1%を加算	77,700円
	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

(注) 上位所得者とは保険税算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等が670万円を超える世帯のことです。所得の申告がない場合は、上位所得者となりますので注意してください。

◎計算のしかた

1. 月ごとに計算します。
2. 各医療機関、入院・外来は別々に計算します。
(ただし、21,000円以上の場合は合算して計算できます。)
3. 入院時の食事代や差額ベッド代などは除きます。
4. 院外処方箋で調剤を受けたときは、支払った医療費に合算します。

●問い合わせ 国保年金係

- 遺伝病ではありません。
- 感染力の極めて弱い細菌による病気です。飲食や入浴などの日常生活を通じて感染するものではなく、旅館業法第5条第1号及び公衆浴場法第4条にいう「伝染病の疾病」には該当しません。
- すぐれた治療薬が開発されており、数日から1週間ほどの外来治療で完治します。
- 回復した人に接触しても感染することはありません。
- 早期に治療すれば身体に障害が残ることはありません。身体の変化は後遺症にすぎません。
- 療養所に入所しているほとんどの人がハンセン病自体は治癒しているにもかかわらず、ハンセン病に対する偏見や差別が地域社会への復帰を困難にしています。

ハンセン病について 正しく理解しましょう

正しい理解が偏見や差別をなくす第一歩です

●問い合わせ 福岡法務局北九州支局人権擁護係

☎093(561)3542

ふれあいクラブ 会員を募集します



遠賀町に住んでいる障害児をサポートするため5年前に発足したボランティアクラブです。私たちと一緒に企画・進行をやってみませんか。

- 対象 どなたでも可
- 費用 無料

●問い合わせ 遠賀町社会福祉協議会
☎(293) 0430



平成15年度 文化ふれあい事業バスハイク

- とき 3月14日(日)
[役場出発] 午前8時30分
[役場到着] 午後5時
- ところ [行き先] 大分県日田市
[集合] 遠賀町役場
- 対象 町内に住んでいる人
- 定員 86人(応募者多数の場合は抽選)
- 費用 2,500円/1人
(入園料・昼食代含む)
- 締め切り 2月10日(火)(必着)
- 申し込み 往復はがきの往信用裏面に住所、参加者氏名(1枚につき2人まで)、電話番号を記入してください。また、返送できるように返信用の表面にも住所氏名を記入してください。
※電話での申し込み受付は行ないませんのでご注意ください。
〒811-4392
遠賀町大字今古賀513番地
遠賀町教育委員会 生涯学習課 社会教育係

ふれあいの里

2月の
催し物

◆新春茶会

お抹茶を自分で点てられる体験コーナーもあります。



- とき 2月7日(土)
午前10時30分～正午、
午後1時～3時
- 費用 100円(菓子付)
ふれあいの里センター受付で販売
しています。

◆芸能訪問

- とき 2月18日(水)
午前11時～11時50分
- 出演 勘みほ会、旗重の会、民謡太鼓の会

◆音楽訪問

- とき 2月25日(水)
午前11時～11時50分
- 出演 平見カラオケ教室

※催し物はいずれも参加や観覧は無料ですが、入館料が必要です。
(新春茶会を除く)

●問い合わせ ふれあいの里センター
☎(293)2030

Happy Birthday おたんじょうびおめでとう

Happy Birthday 募集

このコーナーでは、誕生日を迎える3歳までのお子さんを募集しています。掲載を希望する広報発行日の25日前までに企画課企画調整係に連絡してください。

平成15年1月31日生



鶴本 飛馬ちゃん
(鬼津)

いたずら盛りの飛馬くん。ますます目が離せません。

平成14年1月21日生



中村実佐妃ちゃん
(浅木)

お姉ちゃんと妹といつまでも仲良く!!ずっとと元気でいてね。



遠賀町のホームページアドレス
<http://www.town.onga.fukuoka.jp>

出場参加者募集

健康マラソン大会

- とき 2月29日(日) 午前9時～
[受付] 午前8時30分
- ところ 遠賀総合運動公園 周回道路
- 種目(距離)
▽小学1～3年生 男女 1km
▽小学4～6年生 男女、
中学生・一般 女子 2km
▽中学生・一般 男子 3km
- 対象 町内在住、在勤、在学の小学生以上の人
- 締め切り 2月20日(金)

ソフトバレーボール大会

- とき 3月7日(日) 午前8時45分～
- ところ 遠賀体育センター
- 対象 町内在住、在勤の18歳以上の人(学生は除く)
※2月26日(木)午後7時30分から遠賀コミュニティーセンターで行なわれる監督会議に出席してください。
- 締め切り 2月24日(火)



●申し込み 遠賀町体育協会(遠賀体育センター内)
☎(293)5434

あなたにとっての国際交流って何?

遠賀町国際交流協会
International Association of Onga

出会いの広場(インターナショナル・ハートフルプラザ)に来ませんか

- とき 3月14日(日) 午前11時～
- ところ 遠賀コミュニティーセンター
- 対象 どなたでも可
- 費用 入場無料(一部有料のコーナーあり)
- 内容 「あなたにとっての国際交流とは何ですか?」をテーマに交流演奏会、展示・即売など行ないます。



あなたの家で眠っているおもちゃ、ぬいぐるみなどを譲ってください(出会いの広場で利用する予定です)

●問い合わせ
遠賀町国際交流協会事務局
豊丹生さん
☎(293)3859